

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	030020
規制の特例事項名	キャプティブ保険制度の創設
意見提出者名	名護市
意見の要点	<ul style="list-style-type: none"><li>・破綻という負の現象を強調してキャプティブを否定することは、キャプティブが持つ正の面を看過し、わが国企業の国際競争力をそぐことになる。</li><li>・構造改革特区の趣旨は、我が国経済全体の浮揚にあり、キャプティブを認めることによる経済波及効果が特区内に止まらず、全国に広がるのは特区制度の趣旨にもかなうと考える。</li><li>・名護市においては、世界のキャプティブ・ドミサイルと比較しても厳しい規制・監督を行うという提案であり、それを前提に責任準備金の積立免除を認めても保険契約者の保護に欠けることにはならないと考える。</li><li>・我が国の企業がキャプティブをうまく活用して、企業のリスクマネジメントの高度化が図れれば、事業会社、一般の保険会社にとっても有益であり、その利益は保険契約者へも還元され、契約者保護に反することにはならないと考える。</li></ul>
意見に対する回答	再保険キャプティブの制度化等については、再保険の出再元である一般の保険会社は、特定地域に止まらず保険契約の引受け等を行っており、再保険を受ける者が破綻した場合の影響は、特定地域内に止まるものではなく、広く国内金融制度一般の問題として捉える必要がある。また、提案は再保険キャプティブに対する規制・監督を緩いものとするというものであるが、監督当局の適切な規制・監督を受けない者に一般の保険会社が再保険を出した場合に責任準備金の積立免除を認めることは、保険契約者等の保護の観点から、適当でないと考えられる。こうした点を踏まえれば、本提案には慎重に対応する必要があり、認めることは困難である。
担当省庁名	金融庁

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	0300030
規制の特例事項名	グローバルETF(外国投資信託)の募集の取扱いの際の届出の不要化及びETFにおける指数指定制度の廃止
意見提出者名	名護市
意見の要点	グローバルETF(外国投資信託)の募集の取扱時の届出の不要化及びETFにおける指数指定制度の廃止
意見に対する回答	<p>外国投資信託については、監督上の必要性から、投資信託約款等の当局への届出が課されているところであり、これは投資者保護を図る上での必要最小限の規制である。これを不要化した場合には、わが国投資家に対して如何なる金融商品が販売されているかを当局として把握し得ないこととなり、不適當である。国内投資信託においても届出義務が課されており、外国投信についてのみ届出の簡素化を図ることは困難である。</p> <p>なお、外国で組成されたETF(グローバルETF)を国内で販売する場合においては、当該グローバルETFが金融庁長官の指定していない株価指数に連動するものであっても、我が国投信法上の外国投資信託と位置づけられ販売することが可能である。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	030040
規制の特例事項名	外国証券業者の証券業登録要件の特例
意見提出者名	名護市
意見の要点	当該提案は外国証券業者が海外証券取引所と国内証券会社の仲介業務を行うことに専ら従事することが前提であり、投資家保護上の問題を惹起しない。よって、この場合における、外国証券業登録に係る手続きの緩和について再要望を行うもの。
意見に対する回答	国内証券会社と海外取引所との仲介のみを行う場合であっても、取引の公正や投資家保護の確保等の観点から、法定帳簿やリスク管理、電算システムの管理等が適切に行われている必要があるため、わが国において、支店を設置し、登録を受けると考える。
担当省庁名	金融庁

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	030050
規制の特例事項名	英文での情報開示及び書類の提出の容認
意見提出者名	名護市
意見の要点	英文での情報開示については、平成16年度以降に全国的に実施する方向で検討を行なう予定とのことであるが、「英文での情報開示につき同意を得た顧客との取引」につき、先行して実施できないかご検討して頂きたい。また、全国的に実施するのであれば、実施時期を明確にすることが出来ないか、ご教示頂きたい。
意見に対する回答	「英文での情報開示につき同意を得た顧客との取引」についても、「英文での情報開示につき同意を得た顧客」から一般投資家への転売制限について検討する必要がある、この検討に要する時間等を考えれば、全国的に実施することについての検討を平成15年度中に開始し、平成16年度中に結論を得ることが適切である。
担当省庁名	金融庁

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	030060
規制の特例事項名	士業派遣特区
意見提出者名	株式会社東京リーガルマインド
意見の要点	<p>(1) 派遣事業者は公認会計士を企業等に派遣するのみであり、派遣公認会計士が自らの責任の下、自らの名において監査証明業務を行うこととすれば、派遣事業者は監査証明業務の内容についてノータッチとなるため、実質的に、派遣事業者が派遣先の監査証明業務を取り扱うことにはならず、公認会計士法第47条の2の趣旨に抵触することはないと考える。</p> <p>(2) 監査証明業務が「公表」を前提にしているからといって、特区という特定地域でのみ公認会計士法第47条の2の規制を緩和することができないとはいえないと考える。</p> <p>なぜなら、監査証明を行うことを認めることと、その行った監査証明を全国に向けて公表することとは、まったく別のことと考えられるからである。</p> <p>また、現在国内に260万程度もある法人の中には極めて小規模なものも少なくなく、本社や支社、あるいは子会社等のすべてが特定の地域内に存在することは想定しがたいとはいえないと思われることから、そのような小規模法人に関する監査証明事務のみでも、派遣という形態での業務を認めるのは、多くの公認会計士にとっては活躍の場の拡大につながり、企業等にとっては適法かつ迅速な監査証明の実現につながると考えられる。</p> <p>以上のことから、特区の地域内で規制緩和を実験的に行うことに大きな意味があり、場所的な限定が意味をもたないとは決していえないと考える。</p>
意見に対する回答	<p>公認会計士を労働者派遣業の対象とすることにより、派遣事業者が派遣先企業に公認会計士を派遣して監査証明業務を行うことについては、公認会計士が行う監査証明業務の公正性・信頼性を確保する上での「独立性」に問題が生じると考えられ、これを認めることは適切ではないと言わざるを得ない。</p> <p>公認会計士が行う監査証明業務については、一般投資者、債権者等の保護等の観点から、独立した立場において行われることにより、公正性・信頼性を確保することが不可欠である。</p> <p>このことは、先の通常国会で法改正が行われた公認会計士法第一条の使命の規定において新しく明確化されたところである。(なお、同条の規定は監査法人についても準用されている。)</p> <p>独立性については、通常、監査対象会社との関係で身分的・経済的な利害関係を有してはならないこととして位置づけられており、公認会計士法は一定の場合に監査証明業務を行うことを禁止するとともに、日本公認会計士協会による会則及び倫理規程のもとでの厳格な対応が図られている。</p> <p>エンロン事件等を背景として、国際的にも独立性の確保の強化は課題として取り上げられており、国際会計士連盟(IFAC)はその「倫理規程」において「自己利益、自己レビュー、擁護、馴合い及び威嚇の脅威」によって独立性は潜在的な影響を受けるとした上で、「精神の独立性」及び「外観の独立性」のいずれもを確保すべきものとして位置づけている。現在、さらに、国際会計士連盟の倫理規程は強化の方向で改訂作業が行われているところである。</p> <p>このような国際的な動向の中で、我が国における独立性の確保については、監査対象会社との関係はもとより、国際的にも制度上の誤解を招くことがないように配慮しつつ、資本市場の公正性・信頼性の向上に努めることが必要である。</p>

	<p>なお、他の専門資格士においても、倫理性は重要な課題ではあるが、基本的に、業務の対象者と受益者は同一であり、その利益になるように業務を行うことが期待されているのに対し、公認会計士については、受益者である一般投資者、債権者等の保護を図るとの観点から独立性の確保が倫理上の義務としても位置づけられているものである。</p> <p>この点で、公認会計士の独立性の確保については、他の専門資格士に求められるものとは基本的に異なっているものである。</p> <p>仮に公認会計士を労働者派遣業の対象とすることにより、派遣事業者が派遣先企業に公認会計士を派遣して監査証明業務を行うこととなると、派遣事業者という特定の者との雇用関係、報酬の受領の利害関係を前提とすることとなり、当該公認会計士の独立性を確保することはできないこととなる。</p> <p>また、仮に派遣先企業が監査法人の場合であっても、監査法人自体の監査証明業務を行う上での独立性を確保することはできないこととなる。</p> <p>以上のとおり、公認会計士を労働者派遣業の対象とすることは、独立性の確保の観点から問題が生じるものと考えられ、これを認めることは適切ではないと言わざるを得ない。</p>
<p>担当省庁名</p>	<p>金融庁</p>

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	030070
規制の特例事項名	知的財産権を信託した場合の信託受益権の有価証券化
意見提出者名	東京都
意見の要点	金融審議会の中間報告(15年7月28日)において、著作権などの知的財産を信託業法における信託財産とするなど、受託可能財産の範囲拡大の報告がなされていることから、今後早急に、知的財産権が信託業法における信託財産となるよう所要の措置を要望。
意見に対する回答	現行の信託業法で受託可能財産となっていない知的財産権等を受託可能財産とするなど、受託可能財産の制限撤廃を内容とする所要の法案を平成15年度中の可能な限り早い段階で提出することとしている。
担当省庁名	金融庁